官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**一）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（**同**二）　三
○除籍が滅失した件（**法務**四）　四
○在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示の一部を改正する件（**同**五）　四
○円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**六）　五
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（**厚生労働**五）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**二九～三六）　六
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（**国土交通**一一）　六
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一二）　六
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**三）　六
○浄化槽の型式の認定を更新した件（**四国地方整備局**三）　六

〔国会事項〕
人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）　七
公聴会　七
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（関東経済産業局）　七

〔人事異動〕
内閣府　法務省　農林水産省　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項　八

官庁
押収物還付、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分関係　八

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　八

会社その他　八

〔公　告〕
諸事項　八

告示

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年一月八日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
四五八一	二五、一二、一三	後藤　由紀
四五八二	二五、一二、一三	髙柳　幸一

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年一月八日　政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
九四二	榎本　正樹	二五、一〇、二四	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○法務省告示第四号

北海道伊達市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年一月八日　法務大臣　谷垣　禎一

北海道有珠郡徳舜瞥村字円山三十五番地　千葉　末松

○法務省告示第五号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）及びこれらに基づく命令に基づき、在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示（平成二十三年法務省告示第五百八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月八日　法務大臣　谷垣　禎一

別表第二e4e1の項の次に次のように加える。

e4e2	滝
e4e3	龍

別表第四の二e4e1の項の次に次のように加える。

e4e2	59be	5c2d
e4e3	6b17	897d

○外務省告示第六号

平成二十五年十二月十五日に東京で、円借款の供与に関する次の二の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十六年一月八日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

（円借款の供与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ラオス人民民主共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とラオス人民民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　九十億千七百万円（九、〇一七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ビエンチャン国際空港ターミナル拡張計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ラオス人民民主共和国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、ラオス人民民主共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年〇・七パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。